事　務　局　通　信

2021／01／14(304 号)

本年もよろしくお願いいたします。

A：基金・共済会

①掛金（基金・共済会）の納付について

今回の請求	１２　月　分	
納付期限	2021 年 1 月 27 日(水)	
取扱金融機関	事業所指定の金融機関	小切手の場合は、納付期限の ５日前までに入金してください
納付方法	口座自動振替	
その他	○基金掛金と共済会掛金の合計金額を振り替えます ○口座名義等が同一の場合、集約をして、合計した金額を振替えます	

②基金・共済会事務説明会を開催します

・開催日時　⇒　2021 年 3 月 5 日(金)　　10：00～16：30（予定）

・開催場所　⇒　メルパルク京都　（京都駅前）

＊会場は人数制限のため、例年の 1/3（約 90 名）で開催となります。

＊新担当者や経験の浅い職員など人数をしぼってお申し込みください。

＊案内兼申込書を同封しております。

②共済会・基金だよりの発行について

・2 月の発行を予定しております。

③長期在会会員表彰対象者の記念品カタログの申込期限について

・贈呈をしたカタログギフトの申込期限は、本年 1 月末日です。

・期限を過ぎてお申込みをされる場合は、カタログギフト業者が可能な限り受付をいたしますので、申込期限を過ぎた場合は事務局までお問い合せいただくか、直接、カタログギフト業者へお問い合せください。

＊対象会員：在会 10，20，30，40 年の会員（本年度 4 月 1 日時点）

＊共済会から督促はいたしません。

・カタログの紛失がありましたら事務局へお知らせください。

④「基金にかかる取扱い規程」の改定を検討されている法人様への注意事項

・改定をするまえに、必ず、事務局へご相談ください。

・規程の改定は、国（厚生労働省）の審査、承認を受けます。

→国の審査で承認されない場合は、法人が決定した内容を変更いただくことになります。

・改定手続きはすぐにはできません。手続きは次の通りとなります。

［1］基金の役員会（年 4 回程度）で改定案を承認→［2］国へ改定案を届出→［3］国が承認

＊届出内容により国には、施行日の 2 ヶ月前に基金から提出する必要がありますので、法人から事務局への提出は、施行日の 4～6 ヶ月前が目安になります。

・名称変更等の適用日は、厚生年金保険の適用日です。認可日ではありません。

・「給付減額」と認定される改定（マイナス改定）は、遅くとも 4 ヶ月前には必要資料を基金にご提出ください。（内容により国が承認されないことがありますのでご留意ください。）

裏面へ

⑤福利厚生利用補助金の請求期限

「福利厚生利用補助」の本年度分(2020.4.1～翌年の 3.31)の利用についての請求期限は、

2021 年 4 月 20 日　共済会到着分まで　となっておりますのでご注意ください。

＊対象の補助事業：「宿泊補助」/「眼鏡購入補助」/「事業参加補助」

＊提出期限を過ぎると給付できません。

⑥来年度に新たに事業所を新設される法人様へ（基金への新規登録は要注意）

お早めに事務局へご連絡ください。手続きが遅れますと、ご希望にお応えできません。

B：WAM　（＊福祉医療機構と契約している法人・事業所が対象です）

①2021 年 3 月末日でWAMと共済会の業務委託契約が解除になります！

・契約解除後は、手続きなどの相談業務のみになります。

・手続書類の提出先：2021 年 4 月以降は、WAMへ直接送付してください。

②退職手当金

当会へ提出された退職手当金の請求書は、点検後不備のない限り、基金の支給が確定した後に随時福祉医療機構へ送付しております。（退職手当金は、直接本人の口座へ振り込まれます。）

C：ソウェルクラブ　（＊福利厚生センターに加入している法人が対象です）

①会員交流事業について

・来年度の企画については、4 月～5 月頃にご案内する予定です。

②福利厚生センターの入会について

・福利厚生センターは、全国の社会福祉事業の従事者を対象にした福利厚生団体です。

・ご入会を希望される法人様は、共済会までお問い合わせください。

D：その他

①共済会・基金へ提出いただく書類の印鑑について

・書類の自署、押印について、シャチハタやゴム印は受理できませんのでご注意ください。

②新規施設・事業を開所予定の法人様へ

・事業種別により契約できないケースがあります。事前に事務局までご連絡ください。

③退職給付金額の問い合わせについて

・所定の手続き（書面）が必要となります。お電話では、回答ができません。

④各申請書類の提出について

・加入、退会、中断（累積停止）の届出が期日（7 日以内）までに提出されない事例が増えています。

・福利厚生等の給付金申請には期限があります。お早めにお手続きください。

E：共済会・基金の事業日程（予定）

日　程	内　　容	種　別
1　月　14　日	12月分掛金（基金・共済会）納付通知書送付予定	基金/共済会
1　月　20　日	各種給付金、補助金、退職金の請求締切り	
1　月　27　日	12月分の掛金（基金・共済会）納付期限	
2　月　10　日	各種送金（口座を変更された施設は、変更後の口座へ送金します）	共済会

ご不明な点がございましたら、共済会事務局までお問い合わせください。

事務局　℡　075-252-5888　／ＦＡＸ　075-252-5881

ＨＰ→http://www.kyousaikai.or.jp／E-mail→info@kyousaikai.or.jp